



報道資料

平成29年5月26日

1 件 名 国民健康保険特定健診受診券の誤発送について

2 日 時 平成29年5月26日(金)

3 場 所

4 内 容

国民健康保険特定健診受診券 30,087 通のうち、967 通について、送付先の住所と宛名のくい違いがありましたので、次のとおり発表します。

(1) 事案の経緯及び概要

平成29年5月22日(月)に特定健診受診券 30,087 通を発送しました。

平成29年5月24日(水)10時30分頃、誤った宛名で郵便物が届いた対象者より電話があり、住所と宛名がくい違っていることが発覚しました。

(2) 誤りの内容及び原因

特定健診対象者のうち今年度 75 歳となる、967 人の「送付先住所」と「宛名」がくい違っていました。これは、75 歳からは後期高齢者医療保険となるため、受診券の有効期限を誕生日の前日に変更するために対象者を抽出し、その後、住所データと突合させる際に不手際があったことが原因によるものです。

なお、受診券に記載されている個人情報は「住所、氏名、性別、生年月日」で、そのうち氏名のみが間違っており、誤って届いて開封された場合でも個人情報に関する影響は少ないと思われます。

また、住所と宛名が違う郵便物については、本来、郵便局から返戻されるものであり、仮に誤配達された場合においても宛名が異なるため開封される可能性も少ないとと思われます。

967 通のうち、5月26日現在、郵便局からの返戻が 175 通がありますが、今後もこれらについては増加するものと思います。

(3) 今後の対応について

返戻のあったものから順次、正しい情報の受診券を発送します。

なお、特定健診の受診期間が 6 月 1 日からなので、遅くとも 5 月 29 日までに発送しなければならないため、5 月 29 日までに返戻のない方については、お詫びの文書とともに正しい情報の受診券を送付します。



今後、このようなことが発生しないよう、チェック作業の徹底を図る等、業務の遂行に万全を期してまいります。

※ 特定健康診査とは

40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病対策として、医療機関等で健診を実施するものです。

表面

中華人民共和國郵政總局
郵政編碼：100000

裏面

5 出席者

6 聞い合わせ

健康福祉部 保険年金課 (担当: 谷)
TEL 083-934-2802